

ひとり親及び寡婦福祉

1. ひとり親及び寡婦福祉の概要

ひとり親及び寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの）家庭に対し、その生活の経済的、社会的安定と向上を図るために必要な措置を講じ、ひとり親及び寡婦家庭の福祉を増進させるため各種の援護を行っています。

2. 母子・寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない女子で児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて、その扶養している児童の福祉を増進するため、次のような貸付事業を行っています。

また、母子福祉資金が児童の年齢が20歳を超えることにより適用外となったものは、同法に準じて、寡婦福祉資金で扱われます。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥就職支度資金 | ⑦医療介護資金 | ⑧生活資金 |
| ⑨住宅資金 | ⑩転宅資金 | ⑪就学支度資金 | ⑫結婚資金 |

利 用 状 況

母子福祉 資 金	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
事業開始	—	—	—	—	—	—	—	—
修 学	10 件	14,807 千円	5 件	4,350 千円	—	—	1 件	1,728 千円
技能習得	—	—	—	—	—	—	—	—
修 業	1 件	286 千円	1 件	270 千円	—	—	—	—
就職支度	—	—	—	—	—	—	—	—
生 活	—	—	—	—	—	—	—	—
転 宅	—	—	—	—	—	—	—	—
就学支度	6 件	803 千円	2 件	237 千円	2 件	280 千円	—	—
計	17 件	15,896 千円	8 件	4,857 千円	2 件	280 千円	1 件	1,728 千円

寡婦福祉 資 金	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
就学支度	—	—	—	—	—	—	—	—
修 学	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 母子自立支援員

ひとり親及び寡婦家庭に対する相談機関として、母子及び寡婦福祉法により、母子自立支援員を福祉事務所に配置し、福祉事務所の業務の一環として、ひとり親家庭等の福祉に関し必要な実情の把握と各種相談に応じ、指導するなどの事業に従事しています。具体的な職務内容としては、自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上及び求職活動等に関する支援です。この母子自立支援員の取り扱う相談の種類は、ひとり親家庭等の生活全般にわたる相談であって、平成 23 年度の相談件数は次のとおりです。

生活 援 護		生 活 一 般		児 童	
母子福祉資金	761 件	住 宅	0 件	養 育	7 件
公 的 年 金	0 件	医 療	4 件	教 育	5 件
児童扶養手当	3 件	家 庭 紛 争	12 件	非 行	0 件
生 活 保 護	1 件	就 労	19 件	就 職	0 件
税 金	0 件	結 婚	1 件	そ の 他	2 件
そ の 他	1 件	養 育 費	1 件		
		借 金	1 件		
		そ の 他	27 件		
小 計	766 件	小 計	65 件	小 計	14 件
				合 計	845 件

4. 母子家庭自立支援給付金

近年の厳しい経済状況の中、母子家庭の母等は、十分な準備がないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入をえることが困難な状況にある場合が多いことから、平成 15 年度より就業支援を柱とした、次のような自立支援策を行っています。

- ①自立支援教育訓練給付金 ②高等技能訓練促進費

給 付 状 況

事 業 名	実 績			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立支援教育訓練給付金	3	6	2	1
高等技能訓練促進費	4	8	14	15

5. ひとり親家庭医療費助成制度

高校過程卒業までの児童を有する父子または母子家庭等（父母のいない児童が含まれます。）が外来及び入院で受診した際の保険適用分医療費の一部（自己負担額）を公費助成し、父子または母子の保健の向上と生活の安定並びに福祉の増進を図ります。

〔対象者〕 ①父子家庭の父と児童、または母子家庭の母と児童。

②父母のいない児童。

③配偶者が国民年金法施行令別表 1 級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っているひとり親と児童。

④そのほかなんらかの理由で、配偶者が扶養できない状態にあるひとり親と児童。

〔所得制限〕 市民税所得割が非課税世帯であること。

（対象児童が同居する世帯の中で、その児童とその直系血族及び生計中心者に限る兄弟全てが非課税であること。）

24 年 8 月 1 日からは、年少扶養控除廃止等に伴い、0～15 歳までの扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 19,800 円を減じ、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 7,200 円を減じる。

〔留意事項〕 県外での受診については、その場では一旦自己負担となりますが、後で払戻しの手続きが取れます。

○受給者実績

平成 19 年度末	2,561 人
平成 20 年度末	2,616 人
平成 21 年度末	2,600 人
平成 22 年度末	2,690 人
平成 23 年度末	2,741 人